

要綱第 55 号

太子町地域福祉増進事業検討委員会運営要綱（平成 4 年告示第 10 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 31 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 3 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) こどもえがお課長